

# Weekly Report

第 782 号

令和7年2月3日

## DC一時金と退職金等を受け取る場合

令和7年度税制改正大綱では、確定拠出年金（iDeCoや企業型DC）を一時金で受け取った後、一定期間内に退職金等を受け取る場合における退職所得控除の調整規定の見直しが盛り込まれています。

### ◆退職所得控除の計算上、重複期間を排除

確定拠出年金を老齢一時金（DC一時金）で受け取った場合は、退職所得として取り扱われ、勤続期間（加入期間）に応じた退職所得控除や1/2課税の適用を受けることができます。ただし、DC一時金と会社からの退職金等を一定期間内に受け取る場合などは、退職所得控除の計算上、重複する勤続期間等を排除する規定があります。

先にDC一時金を受け取った後に会社からの退職金を受け取るケースでは現行、退職金を受け取った年の前年以前4年以内にDC一時金を受け取っている場合に勤続期間等の重複排除が適用されます。そのため、例えば60歳でDC一時金を受け取り、65歳で退職金を受け取った場合は重複排除はなく、勤続期間に応じた退職所得控除を受けられました。

### ◆令和8年から重複排除の対象期間が拡大

しかし、令和7年度税制改正において、退職金等を受け取った年の前年以前「9年内」にDC一時金を受け取っている場合を勤続期間等の重複排除の対象とする見直しが予定されています。

この改正は、令和8年1月1日以後にDC一時金の支払を受けている場合で、同日以後に支払を受けるべき退職金等について適用されます。

なお、退職金等を受け取った後にDC一時金を受け取るケースでは、前年以前19年以内に退職金等を受け取っている場合が重複排除の対象です（改正なし）。

## 一定の国外財産を保有している場合は

その年の12月末時点で5千万円を超える国外財産を保有している方は、財産の種類や数量、価額などを記載した「国外財産調書」を所轄税務署長に提出しなければなりません（正当な理由なく提出がない又は虚偽記載の場合は罰則あり）。

国税庁によると、令和5年分の国外財産調書の提出件数は1万3243件でした。また、調書に記載された総財産額は6兆4897億円となり、そのうち「有価証券」が約6割（4兆905億円）を占めています。

なお、令和5年分から国外財産調書の提出期限は「その年の翌年の6月30日」となっています（財産債務調書も同様）。

### ★★★ 2月のチェックポイント ★★★

- ※贈与税の申告と納付は2月3日～3月17日。
- ※所得税の確定申告と納付は2月17日～3月17日。給与所得者でも給与収入が2千万円を超えている方や、2ヵ所以上から給与を受けた方、副収入等の所得が20万円を超える方などは確定申告を行う必要があります。
- ※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。フィッシングやランサムウェアなどサイバー攻撃が巧妙化しているため、被害にあわないためにもセキュリティ対策に取り組みます。